

資 料 提 供			
平成23年4月19日(火)			
危機管理課	健康福祉総務課	文化芸術課	市町行財政課
1(1), 3 石 迫 内線 2785	1(2), 2(1) 西 尾 内線 3030	2(2) 宮 本 内線 2722	4 來山(きたやま) 内線 2601

東日本大震災の被災者に対する「新たな支援」について

東日本大震災の発生から1ヶ月が経過し、復興に向けた取組が進められる中で、当該地震による被災者に対し、きめ細かい生活支援を行うため、新たに次の対策を講じる。

1 被災者への情報発信

ホームページでの情報発信

リーフレットによる直接被災者への情報発信を追加

(1) 被災県

○民間ネットワークの活用

被災県のコンビニエンスストア（セブンイレブン、ファミリーマート（五十音順））等において、被災者の方々が広島県内で受けることができる支援メニューを記載したリーフレットを配布

(2) 県 内

○様々な支援制度や相談窓口等を記載したリーフレットを作成し、県内避難者へ配布

2 心のケア

(1) 被災県

○被災者の心のケアに重点を置いた人材の派遣、現地でのニーズ把握を実施

- ・広島医療チームを精神科医等を含めた編成に変更
- ・児童福祉司及び児童心理司の派遣

(2) 県 内

○県有施設（美術館等）への入館料の無料化を計画

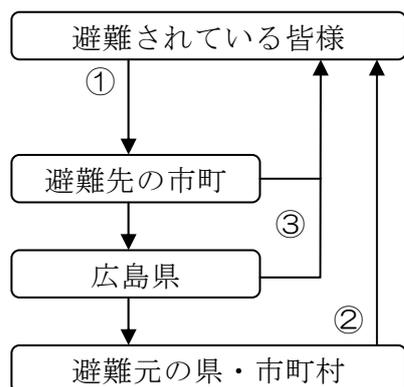
- ・4月21日(木)～ 県立美術館・縮景園の入館(園)料の無料化

3 復興に向けた資機材の提供（主なもの）【予定】

気仙沼市からの要請や個別に把握したニーズに基づき、次の資機材を提供する。

提供資機材	数 量	備 考
小型トラック等	8台	トラック協会支部等から気仙沼市へ寄贈
スコップ	300本	企業提供分：80本
ヘルメット	200個	

4 避難者情報システムの構築



① 避難者から避難先の市町へ、避難前の住所、避難先の住所、連絡先などを提供

② ①の情報をもとに、避難元の県や市町村から避難者へ、必要な情報を提供

- ・見舞金などの各種給付の連絡
- ・国民健康保険証の再発行
- ・税や保険料の減免等の通知 など

③ ①の情報は、県内避難者への支援制度等の周知にも活用

復興を応援します。

このたびの東日本大震災で亡くなられた方々の御冥福を心からお祈りするとともに、被災された皆様に心から御見舞い申し上げます。

復興のためにやむを得ず一時的にふるさとを離れる方々に対し、広島県での生活を支援しています。ご遠慮なくお問い合わせください。



<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/>

平成23年4月

被災者の方が広島県内で受けることができる生活支援

- 県営住宅を1年間家賃無料で提供します。(住宅課 ☎082-513-4171)
- 県営住宅入居の方に生活必需品一式を提供します。(住宅課 ☎082-513-4171)
- メンタルヘルスなど健康に関する相談をお受けします。(健康対策課 ☎082-513-3069)
- 当面の生活資金の貸付相談をお受けします。(地域福祉課 ☎082-513-3144)
- 就職の相談をお受けします。(雇用労働政策課 ☎082-513-3425)
- 児童・生徒や教職員の集団疎開をまるごと支援します。(教育総務課 ☎082-513-4911)
- ご近所同士がまとまって生活できる集団避難を支援します。(健康福祉総務課 ☎082-513-3030)

総合窓口

[広島県 危機管理センター]

【受付時間】 平日 8:30~17:15

☎ 082-513-5897

☎ 082-513-5898

1 広島における生活の再建支援

県営住宅入居のお問い合わせ先：住宅課 ☎082-513-4171



個別の
ニーズを
伺います。

- 生活資金
- 就学
- 介護
- 就職
- 放射線の影響
- こども
- メンタルヘルス

生活の再建へ

県営住宅を家賃無料*で提供
※1年間を限度

生活必需品の提供

各種の相談をお受けします。

2 小学校まるごと集団疎開支援プロジェクト

プロジェクトのお問い合わせ先：教育総務課 ☎082-513-4911



学校機能と滞在施設を
一体提供

- ・期間：概ね1年間（延長短縮可）
- ・対象：小学校等2校程度
- ・人数：270人程度

- 教科書・学用品
- メンタルヘルス
- 学校給食
- スクールバス



児童・生徒や教職員の集団疎開をまるごと支援

各種の支援

教育施設

居住施設

3 集団避難者受入プラン

プランのお問い合わせ先：健康福祉総務課 ☎082-513-3030

【被災地の都道府県の要請が必要です。】



- ・生活に必要な施設・食材・日用品等を無料で提供します。
- ・滞在者の運営による共同生活（炊事、洗濯、掃除等）を支援します。

- 生活資金
- 就学
- 介護
- ふるさとの情報
- 放射線の影響
- メンタルヘルス



仮設住宅が完成する頃

広島での施設で生活

1施設40人程度で集団生活

各種の相談をお受けします。

帰郷



お問い合わせ先 電話番号一覧

①市町(代表電話)

広島市	082-245-2111	呉市	0823-25-3100	竹原市	0846-22-7719
三原市	0848-64-2111	尾道市	0848-25-7111	福山市	084-921-2111
府中市	0847-43-7111	三次市	0824-62-6111	庄原市	0824-73-1111
大竹市	0827-59-2111	東広島市	082-422-2111	廿日市市	0829-20-0001
安芸高田市	0826-42-2111	江田島市	0823-40-2211	府中町	082-286-3111
海田町	082-822-2121	熊野町	082-820-5600	坂町	082-820-1500
安芸太田町	0826-28-2111	北広島町	0826-72-2111	大崎上島町	0846-65-3111
世羅町	0847-22-1111	神石高原町	0847-89-3330	—	—

②広島県の各保健所

広島県西部保健所	0829-32-1181	広島県東部保健所	0848-25-2011
広島県西部保健所広島支所	082-513-5521	広島県東部保健所福山支所	084-921-1311
広島県西部保健所呉支所	0823-22-5400	広島県北部保健所	0824-63-5181
広島県西部東保健所	082-422-6911	—	—

③市の保健センター・保健所

広島市中保健センター	082-504-2109	広島市安芸保健センター	082-821-2820
広島市東保健センター	082-568-7735	広島市佐伯保健センター	082-943-9733
広島市南保健センター	082-250-4133	呉市西保健センター	0823-25-3542
広島市西保健センター	082-294-6384	呉市東保健センター	0823-71-9176
広島市安佐南保健センター	082-831-4944	福山市保健所	084-928-1164
広島市安佐北保健センター	082-819-0616	—	—

④市町社会福祉協議会

広島市社会福祉協議会	082-243-0051	呉市社会福祉協議会	0823-25-3509	竹原市社会福祉協議会	0846-22-5131
三原市社会福祉協議会	0848-63-0570	尾道市社会福祉協議会	0848-22-8343	福山市社会福祉協議会	084-928-1330
府中市社会福祉協議会	0847-47-1294	三次市社会福祉協議会	0824-63-8975	庄原市社会福祉協議会	0824-72-7120
大竹市社会福祉協議会	0827-52-2211	東広島市社会福祉協議会	082-423-2800	廿日市市社会福祉協議会	0829-20-0294
安芸高田市社会福祉協議会	0826-45-2941	江田島市社会福祉協議会	0823-40-2501	府中町社会福祉協議会	082-285-7278
海田町社会福祉協議会	082-820-0294	熊野町社会福祉協議会	082-855-2855	坂町社会福祉協議会	082-885-2611
安芸太田町社会福祉協議会	0826-32-2226	北広島町社会福祉協議会	0826-82-2680	大崎上島町社会福祉協議会	0846-62-1718
世羅町社会福祉協議会	0847-22-3162	神石高原町社会福祉協議会	0847-85-2330	—	—

⑤広島県 健康対策課

082-513-3068

⑥広島県 薬務課

082-513-3078

⑦広島県 障害者支援課

082-513-3161

⑧広島県 介護保険課

082-513-3206

⑨広島県立総合精神保健福祉センター

082-892-9090

⑩広島市精神保健福祉センター

082-245-7731

⑪子ども家庭センター・児童相談所

0570-064-000 (全国共通ダイヤル)

東日本大震災で被災された皆様へ

東日本大震災で被災されました皆様に、心からお見舞いを申し上げます。皆様に1日も早く平穏な暮らしを取り戻していただけるよう、県民を挙げてできる限りの支援をいたします。

広島県知事 湯崎 英彦

■ 広島県は、こんな所です。

人口は約288万人で、茨城県に次いで全国で12番目に多く、瀬戸内海に面した気候は比較的温暖なところです。

県内には、政令市を含めて23の市町があり、皆さんの生活に関わるほとんどの業務は、市町が窓口となります。また、県庁所在地の広島市は、昭和20年8月の原子爆弾投下によって焦土と化し、100年間は草木も生えないと言われていましたが、力を合わせて復興に取り組み、現在のようなきれいな街に生まれ変わりました。

広島での暮らしをサポートします。

— 御連絡・お問い合わせください。 —

- 市町の保健師などが訪問して、健康や生活面での支援などについて説明するとともに、御希望なども伺います。

◆疾病の有無、服薬の状況などをお伺いし、健康上の不安について相談に応じます。
◆生活資金、就学、介護など、生活に関して不安な事柄などをお伺いし、対応する市町等の窓口や機関へ取り次ぎます。

- 必要となる保健・医療・福祉サービスの内容や利用手続等については、市町職員や民生委員などが、随時、相談に応じます。

次のページから支援制度・お問い合わせ先をご紹介します。>>>

ホームページから情報を探すこともできます。

◎受診可能な医療機関の情報

検索 「救急 Net」 PC <http://www.qq.pref.hiroshima.jp/qq/qq34tpmnl.t.asp>
携帯 <http://www.qq.pref.hiroshima.jp/kt/>



◎育児に関する情報

検索 「こども夢財団」 PC <http://www.yumezaidan.or.jp/>
携帯 <http://www.yumezaidan.or.jp/k/>

◎広島県の東日本大震災への支援情報

検索 「広島県庁」 <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/kouhou/saigai/index.html>

1 医療・健康の支援

■ 相談

区分	内容	お問い合わせ先
健康	全般的な相談、特定疾患に関する相談、 肝炎に関する相談、 妊産婦や乳幼児に関する母子保健全般の相談、 健康診査事業等の相談、予防接種に関する相談、 インフルエンザや感染性胃腸炎等の感染症に関する相談、放射線の影響に関する相談	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 電話番号は、最終ページの「電話番号一覧」を御覧ください。 ○の番号は電話番号一覧と対応しています。 </div> ②広島県の各保健所 ③市の保健センター・保健所
こころの健康	こころに悩みやストレスを受けている方の相談	上記に加えて、 ⑨広島県立総合精神保健福祉センター ⑩広島市精神保健福祉センター
子ども	子どもに関する全般的な相談	⑪子ども家庭センター・児童相談所

■ 被保険者証等の提示について

氏名・生年月日等をお申し出いただくだけで、医療機関を受診することができます。公費負担医療も手帳等の提示なしに受診していただけます。

肝炎治療受給者証・特定疾患医療受給者証について

肝炎治療受給者証、あるいは特定疾患医療受給者証の交付を受けていること及び氏名・生年月日・住所をお申し出いただくだけで、医療費助成を受けることができます。

新規に受給者証の交付を希望する場合は、広島県に住民票がない場合でも、本県に申請していただくことにより、受給者証の交付を受けることができます。

お問い合わせ先：肝炎治療受給者証について …⑥広島県薬務課・②広島県の各保健所
特定疾患医療受給者証について…⑤広島県健康対策課・②広島県の各保健所・
③市の保健センター・保健所

■ 負担について

一部負担金の猶予又は免除

災害救助法が適用されている被災地域の住民であった方で、一定の条件に該当する方は、お申し立てにより、一部負担金等の窓口負担を医療機関で支払う必要がありません。

保険料の免除又は猶予

各保険者にご相談ください。

お問い合わせ先：加入している保険者（市町村、協会けんぽ、健保組合、広域連合等）

2 生活の支援

■ 生活福祉資金

区分	内容	お問い合わせ先
緊急小口資金	被災地から避難された世帯に、10万円又は20万円を限度に無利子で貸付を行います。	④避難先の市町社会福祉協議会
通常貸付	臨時に必要となる資金の貸付（上限額150万円）や、総合支援資金、教育支援資金などを無利子で貸付を行います。（住民票の異動が必要）	

■ 生活保護

生活に困窮されている場合には、避難所においても、必要に応じて生活保護を受けることができます。

お問い合わせ先：①避難先の市町

3 その他の支援

保育サービス御利用の方

避難先においても、保育サービスを受ける事ができます。

お問い合わせ先：①避難先の市町

介護保険サービス御利用の方

■ 転入者に係る被保険者資格の認定について

被災地から転入先市町に住所を移される方は、転入先市町において、被災市町村の被保険者証の確認や聞き取りなどの方法により、被保険者資格の認定を受けることができます。

お問い合わせ先：①転入先の市町

■ 被保険者証の提示について

介護サービス事業者に被災市町村の被保険者証を提示できない場合、氏名・住所・生年月日を申し立てることにより、従来と同様のサービスを受けることができます。

お問い合わせ先：⑧広島県介護保険課、①避難先の市町

■ 介護保険サービス利用料について

災害救助法が適用されている被災地の住民であった方で、一定の条件に該当する方は、当面5月末日まで利用料等（介護保険施設等における食費及び居住費を含む。）の支払いが猶予されます。

お問い合わせ先：⑧広島県介護保険課、①避難先の市町

障害者の方

区分	内容	お問い合わせ先
特別児童扶養手当、特別障害者手当等	手続きを行えば、手当の支給に当たり、所得制限の規定を適用しない取り扱いを受けることができます。	①避難先の市町
心身障害者扶養共済制度掛金	手続きを行えば、掛金減額の取り扱いを受けることができます。	
障害福祉サービス等		
受給者証の提示	被災に伴い受給者証を提示できない場合、氏名、生年月日、居住地、支給決定の内容等を申し立てることにより、従来と同様のサービスを受けることができます。	①避難先の市町、（障害児施設利用は①ことも家庭センター・児童相談所）
利用者負担	利用者負担を支払うことが困難な者については、当面5月末日まで支払いが猶予されます。	
地域生活支援事業（日常生活用具給付、移動支援等）	利用者負担を支払うことが困難な者については、当面5月末日まで支払いが猶予されます。	①避難先の市町
補聴器	被災された補聴器の使用者のうち対象地域の販売店で補聴器を購入した者に対して、補聴器が無償で提供されます。修理・点検・調整や補聴器用空気電池も無償で提供されます。	
自立支援医療関係		
受給者証の提示	被災に伴い自立支援医療受給者証を提示できない場合、氏名、生年月日、居住地を申し立てることにより、医療機関で自立支援医療を受けることができます。	更生医療：①避難先の市町、精神通院医療：⑦広島県障害者支援課又は⑨県立総合精神保健福祉センター、育成医療：②広島県の各保健所又は③市の保健センター・保健所
利用者負担	利用者負担を支払うことが困難な者については、当面5月末日まで支払いが猶予されます。	

中国残留邦人の方

■ 支援給付について

中国残留邦人等の方で、支援給付を受けていた方は、引き続き、避難所においても、支援給付を受けることができます。

お問い合わせ先：①避難先の市町